

新規上場申請のための四半期報告書

(第17期第1四半期)

自 2023年1月1日
至 2023年3月31日

ナイル株式会社

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	21
2 役員の状況	21
第4 経理の状況	22
1 四半期財務諸表	23
(1) 四半期貸借対照表	23
(2) 四半期損益計算書	24
第1四半期累計期間	24
2 その他	27
第二部 提出会社の保証会社等の情報	28

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】 2023年11月16日
【四半期会計期間】 第17期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】 ナイル株式会社
【英訳名】 Nyle Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 飛翔
【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田一丁目24番2号
【電話番号】 03-6409-6766（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役 長澤 斎
【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田一丁目24番2号
【電話番号】 03-6409-6766（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役 長澤 斎

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期累計期間	第16期
会計期間	自2023年1月1日至2023年3月31日	自2022年1月1日至2022年12月31日
売上高 (千円)	1,289,220	4,139,423
経常損失(△) (千円)	△154,310	△1,354,022
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△154,578	△1,355,440
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	325,054	100,000
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 B-2種優先株式 (株)	11,524 3,040 4,600 1,299	11,524 3,040 4,600 742
純資産額 (千円)	1,340,651	1,045,665
総資産額 (千円)	2,904,041	2,695,218
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△19.06	△175.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	45.7	38.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり四半期(当期)純損失(△)の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 当社は、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失(△)を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものです。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当社は「幸せを、後世に。」のミッションの下、社会に根付く事業作りを通じ、時代を超えて人々の幸せに貢献します。また、豊かで幸せな未来を次の世代に紡いでいくため、ビジョンを「日本を変革する矢」とし、絶え間なく自己変革を繰り返しながら、日本を良くするための事業に挑戦し、日本のDX課題を解決する「産業DXカンパニー」として、各種事業を展開しております。

創業以来、当社はDX及びマーケティングを中心にインターネットを活用した各種技術、ノウハウを蓄積し、その強みを活用して、「ホリゾンタルDX事業」及び「自動車産業DX事業」を運営しております。今後も様々な領域で画期的な事業を生み出し続ける「事業家集団」として、デジタルマーケティングの知見を駆使した事業作りを続け、社会をより良く変えていくべく、取り組んでまいります。

当第1四半期累計期間における売上高は1,289,220千円、営業損失は141,792千円、経常損失は154,310千円、四半期純損失は154,578千円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。

①ホリゾンタルDX事業

ホリゾンタルDX事業は、創業以来培ってきたDXやデジタルマーケティングに関する技術・ノウハウを強みにして、顧客企業に対するコンサルティングサービスを主軸にしつつ、生成AIによる業務自動化支援・メディア開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じた事業支援を行っているDX&マーケティング事業と、アプリレビューサイト「Appliv」やスマートフォンユーザー向けに役立つ情報をお届けする「Appliv TOPICS」などの情報メディア運営や、デジタル広告ソリューション「NYLE TRIDE」の提供を中心としたメディア&ソリューション事業から構成されています。

当第1四半期累計期間においては、DX&マーケティング事業においては、昨年から継続しているコンテンツリソースの拡大が着実に進んでいる結果、コンテンツ商材が受注を牽引し、新規顧客・既存顧客ともに受注高が好調に推移しました。その結果、受注高・売上高ともに堅調な成長を実現しました。

またメディア&ソリューション事業においては、トラフィックの復調や、主要検索エンジンにおけるアルゴリズムアップデートによる順位改善を受け、主に「Appliv」での売上が好調に推移しております。また「NYLE TRIDE」においては、既存取引先との広告取扱高の大幅な増加により売上が大幅に拡大いたしました。

この結果、当事業の業績は、売上高は767,475千円、セグメント利益は221,960千円となりました。

②自動車産業DX事業

自動車産業DX事業は、DX及びマーケティングの知見を活用して、自動車産業のDX化を推進する事業として、2018年に立ち上げた事業です。当事業では、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、個人向けに幅広い車種の新車及び中古車を対象としたマイカーのサブスクリプションサービスを提供しています。当事業では、個人の車購入におけるあらゆるプロセスをDX化することで、マイカー購買の手間暇を省力化とともに、与信の弱い個人に対する自動車金融商品の提供可能性を模索することで、自動車領域における金融包摂サービスの提供を進めており、新車・中古車の販売市場における新たな市場創出に取り組んでおります。

ビジネスモデルとしては、車両本体に加えてマイカーの利用中に発生する維持管理コスト等も含めて月額定額のサブスクリプションとするオプションなども幅広く提供しており、顧客のニーズに沿ったプラン設計を行うことが可能です。当事業では、当社が提携する金融事業者と顧客間におけるリース契約の獲得を仲介することで、提携金融事業者からの初期紹介手数料として納車時にスポット収益を計上いたします。また、顧客が、当社が提携する金融事業者とリース契約を締結したリース車両について、整備費用等のメンテナンスサービスを中心としたオプションをリース期間にわたり提供しており、顧客からその対価として定額の月額収益を受領しております。

当第1四半期累計期間においては契約台数の継続的な成長が続いている一方、ユーザー基盤の更なる拡大のために積極的な先行投資を継続しており、当第1四半期累計期間においても期初時点の計画通り、将来を見据え、広告

宣伝や人材採用等の先行投資を実行いたしました。

この結果、当事業の業績は、売上高は521,745千円、セグメント損失は268,254千円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は2,714,496千円であり、前事業年度末に比べ209,666千円増加いたしました。現金及び預金が85,049千円、売掛金及び契約資産が101,430千円増加したことが主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における固定資産合計は189,545千円であり、前事業年度末に比べ843千円減少いたしました。

この結果、総資産は2,904,041千円となり、前事業年度末に比べ208,823千円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は823,309千円であり、前事業年度末に比べ39,281千円減少いたしました。1年内返済予定の長期借入金が31,455千円減少したことが主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における固定負債合計は740,080千円であり、前事業年度末に比べ46,881千円減少いたしました。長期借入金が46,881千円減少したことが要因であります。

この結果、負債合計は1,563,389千円となり、前事業年度末に比べ86,162千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,340,651千円であり、前事業年度末に比べ294,985千円増加いたしました。新株の発行により資本金及び資本剰余金が450,107千円増加し、四半期純損失を計上したことにより利益剰余金が154,578千円減少したことが主な要因であります。

この結果、当第1四半期会計期間末における自己資本比率は45.7%（前事業年度末は38.3%）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について、重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性について、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,000
A種優先株式	50,000
B種優先株式	50,000
B-2種優先株式	50,000
計	200,000

(注) 2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議で定款変更が決議され、同日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式を廃止した上で、普通株式の発行可能株式総数は81,852株としております。また、2023年8月29日開催の株式分割に伴う取締役会決議で定款変更が決議され、2023年9月22日付で発行可能株式総数は32,658,148株増加し、32,740,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2023年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2023年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,524	8,185,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 1
A種優先株式	3,040	-	非上場	(注) 2
B種優先株式	4,600	-	非上場	(注) 3
B-2種優先株式	1,299	-	非上場	(注) 4
計	20,463	8,185,200	-	(注) 1

(注) 1. 当社は、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、当社は、2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,164,737株増加し、8,185,200株となっております。

(注) 2. A種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 残余財産の分配

(1)当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対してB種優先分配額を分配した後、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先分配額（当初は金493,340円とし、第(3)号に従い調整される金額とする。以下同じ。）を支払う。

(2)前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者と同順位で分配を行う。この場合、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、A種優先株式の全部がその時点におけるA種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配し、また、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式の全部がその時点におけるB種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の

普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配する。但し、この分配方法によって、A種優先株主に対して、前号の分配額との合計が、A種優先株式1株につき、A種優先分配額の3倍に相当する金額（当初は1,480,020円）の分配が行われた後なお残余財産がある場合には、普通株式1株につき、合計で、A種優先分配額の3倍に相当する金額をA種取得比率で除して得られる額に至るまで、普通株主又は普通登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、同順位で分配する。また、この分配方法によって、B種優先株主に対して、B種優先分配額との合計が、B種優先株式1株につき、B種優先分配額の3倍に相当する金額（当初は2,424,279円）の分配が行われた後なお残余財産がある場合には、普通株式1株につき、合計で、B種優先分配額の3倍に相当する金額をB種取得比率で除して得られる額に至るまで、普通株主又は普通登録質権者並びにA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、同順位で分配する。

(3) A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

①A種優先株式の株式分割、株式併合又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式併合又は株式無償割当て後の発行済株式総数を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

調整後のA種優先分配額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②本号①における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は吸収分割若しくは新設分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者（当会社の完全子会社を除く。）に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、本項において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本項の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2) 本項によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭（以下「取得請求交付対価」という。）は、第(1)号の事業譲渡の対価として譲受人が当会社に対して支払う金額から合理的な諸経費を控除した後の金額、又は第(1)号の吸収分割若しくは新設分割に際して吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が当会社に対して交付する当該吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社の株式若しくは金銭その他の財産の価額の合計額から合理的な諸経費を控除した後の金額を残余財産の額とみなして、残余財産を分配すると仮定した場合に、A種優先株主に分配されることになる額に相当する対価の分配を行うものとする。

(3) 本項による取得の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、かかる請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時（当該日が営業日でない場合には、直後の営業日）において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとする。かかる場合、当会社は、直ちに取得請求交付対価の額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。

(4) 取得請求の日における分配可能額を超えて取得請求がなされた場合、当会社が各A種優先株主から取得すべきA種優先株式の数は、各A種優先株主が取得請求したA種優先株式の数に応じて按分比例する方法により決定される。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優

先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該A種優先株主に交付するものとする。

A種優先株式の基準価額

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 第(1)号のA種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初493,340円とする。

(3) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、第(2)号の取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合、合併、株式交換又は会社分割により普通株式を交付する場合、及び会社法第194条に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{rcl} \text{既発行} & \text{当該調整前} & \text{新発行} \quad 1\text{株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} & + & \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}$$

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数に、同日における発行済みのA種優先株式及びその他の種類株式（普通株式を目的とする取得請求権付株式又は取得条項付株式をいう。以下同じ。）の目的となる普通株式の数を加えた数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数、自己株式、又は種類株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使

用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、本②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は本②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前号に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当会社がストック・オプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合であって、当該新株予約権の目的たる株式の合計数が累計して発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）には行われない。

(4) 合併、株式交換又は会社分割に伴う調整

当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換又は当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てる当会社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前の取得価額を下回る場合、以下の算式により取得価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本号の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{既発行} \quad \text{当該調整前} \quad \text{割当} \quad \text{1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{の価値} \\ \text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

調整後の取得価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数に、同日における発行済みの種類株式の目的となる普通株式の数を加えた数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数、自己株式又は種類株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(5) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、普通株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該併合又は割当のための基準日があるときはその日の翌日）以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$1 \\ \text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(6) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、あらかじめ書面によりその事由、調整後の取得価額及び又はA種優先株式の基準価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の発行により取得価額又はA種優先株式の基準価額の調整を行った場合において、当該潜在株式等の転換又は行使可能な期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について転換又は行使が完了している場合を除く。
- ③潜在株式等の発行により取得価額又はA種優先株式の基準価額の調整を行った場合において、当該潜在株式等にかかる第(1)号②に定める潜在株式等取得価額が変更され、当該変更により取得価額又はA種優先株式の基準価額の調整を要しないこととなる場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数（当会社が保有する普通株式の数を除く。）に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

4. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項の定めを準用する。

5. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1)当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
- (2)当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合かつ同一の条件で行うものとする。
- (3)当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合かつ同一の条件で与える。

6. 株主総会の議決権

A種優先株主は、当会社の株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

7. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(注) 3. B種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 残余財産の分配

- (1)当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録質権者並びにA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先分配額（当初は金808,093円とし、第(3)号に従い調整される金額とする。以下同じ。）を支払う。
- (2)前号による分配及びA種優先分配額（以下「A種優先分配額」という。）を分配した後なお残余財産がある場合には、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者と同順位で分配を行う。この場合、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、A種優先株式の全部がその時点におけるA種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配し、また、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式の全部がその時点におけるB種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配する。但し、この分配方法によって、A種優先株主に対して、A種優先分配額との合計が、A種優先株式1株につき、A種優先分配額の3倍に相当する金額（当初は1,480,020円）の分配が行われた後なお残余財産がある場合には、普通株式1株につき、合計で、A種優先分配額の3倍に相当する金額をA種取得比率で除して得られる額に至るまで、普通株主又は普通登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、同順位で分配する。また、この分配方法によって、B種優先株主に対して、前号の分配額との合計が、B種優先株式1株につき、B種優先分配額の3倍に相当する金額（当初は2,424,279円）の分配が行われた後なお残余財産がある場合には、普通株式1株につき、合計で、B種優先分配額の3倍に相当する金額をB種取得比率で除して得られる額に至るまで、普通株主又は普通登録質権者並びにA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、同順位で分配する。

- (3) B種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

①B種優先株式の株式分割、株式併合又は株式無償割当てが行われたときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式併合又は株式無償割当て後の発行済株式総数を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

調整後のB種優先分配額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②本号①における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭を対価とする取得請求権

- (1)B種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は吸収分割若しくは新設分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者（当会社の完全子会社を除く。）に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、本項において「取得請求期間」という。）に限り、保有するB種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本項の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

- (2)本項によるB種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭（以下「取得請求交付対価」という。）は、第(1)号の事業譲渡の対価として譲受人が当会社に対して支払う金額から合理的な諸経費を控除した後の金額、又は第(1)号の

吸収分割若しくは新設分割に際して吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が当会社に対して交付する当該吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社の株式若しくは金銭その他の財産の価額の合計額から合理的な諸経費を控除した後の金額を残余財産の額とみなして、残余財産を分配すると仮定した場合に、B種優先株主に分配されることになる額に相当する対価の分配を行うものとする。

(3)本項による取得の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、かかる請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時（当該日が営業日でない場合には、直後の営業日）において請求の対象となったB種優先株式を取得するものとする。かかる場合、当会社は、直ちに取得請求交付対価の額に対象となる株式数を乗じた金額をB種優先株主に支払うものとする。

(4)取得請求の日における分配可能額を超えて取得請求がなされた場合、当会社が各B種優先株主から取得すべきB種優先株式の数は、各B種優先株主が取得請求したB種優先株式の数に応じて按分比例する方法により決定される。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該B種優先株主に交付するものとする。

$$\text{B種優先株式の基準価額} \\ \text{B種取得比率} = \frac{\text{取得価額}}{\text{取得価額}}$$

(2)第(1)号のB種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初808,093円とする。

(3) 株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、第(2)号の取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合、合併、株式交換又は会社分割により普通株式を交付する場合、及び会社法第194条に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等

の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{既発行} & & \text{当該調整前} & & \text{新発行} & & 1\text{株当たり} \\ & \text{株式数} & \times & \text{取得価額} & + & \text{株式数} & \times \text{払込金額} \\ \text{調整後取得価額} = & \hline & & & & \text{既発行株式数} & + \text{新発行株式数} \end{array}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前号に定めるB種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)B種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するB種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当会社がストック・オプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合であって、当該新株予約権の目的たる株式の合計数が累計して発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）には行われない。

(4) 合併、株式交換又は会社分割に伴う調整

当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換又は当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前の取得価額を下回る場合、以下の算式により取得価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本号の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{既発行} & & \text{当該調整前} & & \text{割当} & & 1\text{株当たり} \\ & \text{株式数} & \times & \text{取得価額} & + \text{株式数} & \times & \text{の価値} \\ \text{調整後取得価額} = & \hline & & & & \text{既発行株式数} & + \text{割当株式数} \end{array}$$

調整後の取得価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(5) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

B種優先株式発行後、普通株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該併合又は割当のための基準日があるときはその日の翌日）以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合B種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{当該調整前取得価額} \times \text{——}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(6) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、あらかじめ書面によりその事由、調整後の取得価額及び又はB種優先株式の基準価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はB種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の発行により取得価額又はB種優先株式の基準価額の調整を行った場合において、当該潜在株式等の転換又は行使可能な期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について転換又は行使が完了している場合を除く。
- ③潜在株式等の発行により取得価額又はB種優先株式の基準価額の調整を行った場合において、当該潜在株式等にかかる第(1)号②に定める潜在株式等取得価額が変更され、当該変更により取得価額又はB種優先株式の基準価額の調整を要しないこととなる場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数（当会社が保有する普通株式の数を除く。）に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

4. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、B種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項の定めを準用する。

5. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1)当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
- (2)当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合かつ同一の条件で行うものとする。
- (3)当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合かつ同一の条件で与える。

6. 株主総会の議決権

B種優先株主は、当会社の株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

7. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(注) 4. B-2種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B-2種優先株式を有する株主（以下「B-2種優先株主」という。）又はB-2種優先株式の登録質権者（以下「B-2種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）並びにB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に先立ち、B-2種優先株式1株につき、B-2種優先分配額（当初は金808,093円とし、第(3)号に従い調整される金額とする。以下同じ。）を支払う。
- (2) 前号による分配並びにA種優先分配額（以下「A種優先分配額」という。）及びB種優先分配額（以下「B種優先分配額」という。）を分配した後なお残余財産がある場合には、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者並びにB-2種優先株主又はB-2種優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者と同順位で分配を行う。この場合、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、A種優先株式の全部がその時点におけるA種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配し、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式の全部がその時点におけるB種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配し、また、B-2種優先株主又はB-2種優先登録質権者に対しては、B-2種優先株式の全部がその時点におけるB-2種取得比率に基づき転換したと仮定する場合の普通株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の金額を分配する。但し、この分配方法によって、A種優先株主に対して、A種優先分配額との合計が、A種優先株式1株につき、A種優先分配額の3倍に相当する金額（当初は1,480,020円）の分配が行われた後なお残余財産がある場合には、普通株式1株につき、合計で、A種優先分配額の3倍に相当する金額をA種取得比率で除して得られる額に至るまで、普通株主又は普通登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者並びにB-2種優先株主又はB-2種優先登録質権者に対して、同順位で分配する。また、この分配方法によって、B種優先株主に対して、前号の分配額との合計が、B種優先株式1株につき、B種優先分配額の3倍に相当する金額（当初は2,424,279円）の分配が行われた後なお残余財産がある場合には、普通株式1株につき、合計で、B種優先分配額の3倍に相当する金額をB種取得比率で除して得られる額に至るまで、普通株主又は普通登録質権者並びにA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、同順位で分配する。

- (3) B-2種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

①B-2種優先株式の株式分割、株式併合又は株式無償割当てが行われたときは、B-2種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式併合又は株式無償割当て後の発行済株式総数を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

調整後のB-2種優先分配額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②本号①における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) B-2種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は吸収分割若しくは新設分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事

業を第三者（当会社の完全子会社を除く。）に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、本項において「取得請求期間」という。）に限り、保有するB-2種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本項の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

- (2) 本項によるB-2種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭（以下「取得請求交付対価」という。）は、第(1)号の事業譲渡の対価として譲受人が当会社に対して支払う金額から合理的な諸経費を控除した後の金額、又は第(1)号の吸收分割若しくは新設分割に際して吸收分割承継会社若しくは新設分割設立会社が当会社に対して交付する当該吸收分割承継会社若しくは新設分割設立会社の株式若しくは金銭その他の財産の価額の合計額から合理的な諸経費を控除した後の金額を残余財産の額とみなして、残余財産を分配すると仮定した場合に、B-2種優先株主に分配されることになる額に相当する対価の分配を行うものとする。
- (3) 本項による取得の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、かかる請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時（当該日が営業日でない場合には、直後の営業日）において請求の対象となったB-2種優先株式を取得するものとする。かかる場合、当会社は、直ちに取得請求交付対価の額に対象となる株式数を乗じた金額をB-2種優先株主に支払うものとする。
- (4) 取得請求の日における分配可能額を超えて取得請求がなされた場合、当会社が各B-2種優先株主から取得すべきB-2種優先株式の数は、各B-2種優先株主が取得請求したB-2種優先株式の数に応じて按分比例する方法により決定される。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

B-2種優先株主は、B-2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB-2種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB-2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

- (1) B-2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B-2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「B-2種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B-2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該B-2種優先株主に交付するものとする。

B-2種優先株式の基準価額

$$\text{B-2種取得比率} = \frac{\text{基準価額}}{\text{取得価額}}$$

- (2) 第(1)号のB-2種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初808,093円とする。

- (3) 株式等の発行又は処分に伴う調整

B-2種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、第(2)号の取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- ①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合、合併、株式交換又は会社分割により普通株式

を交付する場合、及び会社法第194条に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{cccccc} \text{既発行} & \text{当該調整前} & & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{株式数} & \times & \text{取得価額} & + & \text{株式数} & \times \text{払込金額} \\ \text{調整後取得価額} = & \hline & & & & \\ & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} & & \end{array}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前号に定めるB-2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)B-2種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するB-2種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合であって、当該新株予約権の目的たる株式の合計数が累計して発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）には行われない。

(4) 合併、株式交換又は会社分割に伴う調整

当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換又は当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前の取得価額を下回る場合、以下の算式により取得価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本号の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & \text{既発行} & & \text{当該調整前} & & \text{割当} & & \text{1株当たり} \\
 & \text{株式数} & \times & \text{取得価額} & + \text{株式数} & \times & \text{の価値} \\
 \text{調整後取得価額} = & \hline & & & & & \\
 & \text{既発行株式数} & + & \text{割当株式数} & & &
 \end{array}$$

調整後の取得価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(5) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

B-2種優先株式発行後、普通株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該併合又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日）以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合B-2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \hline$$

分割・併合・無償割当ての比率

(6) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は、B-2種優先株主又はB-2種優先登録質権者に対し、あらかじめ書面によりその事由、調整後の取得価額及び又はB-2種優先株式の基準価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はB-2種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の発行により取得価額又はB-2種優先株式の基準価額の調整を行った場合において、当該潜在株式等の転換又は行使可能な期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について転換又は行使が完了している場合を除く。
- ③潜在株式等の発行により取得価額又はB-2種優先株式の基準価額の調整を行った場合において、当該潜在株式等にかかる第①号②に定める潜在株式等取得価額が変更され、当該変更により取得価額又はB-2種優先株式の基準価額の調整を要しないこととなる場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数（当会社が保有する普通株式の数を除く。）に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

4. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、B-2種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のB-2種優先株式の全部を取得し、引換えにB-2種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項の定めを準用する。

5. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。

(2) 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B-2種優先株主にはB-2種優先株式又はB-2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合かつ同一の条件で行うものとする。

(3) 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B-2種優先株主にはB-2種優先株式又はB-2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合かつ同一の条件で与える。

6. 株主総会の議決権

B-2種優先株主は、当会社の株主総会及びB-2種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B-2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

7. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、B-2種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年1月20日 (注) 1	B-2種優先株式 557	普通株式 11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 1,299	225,054	325,054	225,053	3,307,772

(注) 1 : 有償第三者割当 B-2種優先株式 557株

割当先：株式会社ダイレクトマーケティングミックス、JIA 1号投資事業有限責任組合、株式会社イード

発行価格：808,093円

資本組入額：404,047円

2 : 当社は、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。また、2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,164,737株増加し、8,185,200株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 1,299	普通株式 11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 1,299	「(1) 株式の総数等」 の「②発行済株式」の 「内容」欄に記載されて おります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,463	—	—
総株主の議決権	—	20,463	—

(注) 当社は、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。また、2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,164,737株増加し、8,185,200株となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,827,033	1,912,082
売掛金及び契約資産	391,671	493,101
商品	131,383	194,783
その他	160,866	121,881
貸倒引当金	△6,126	△7,352
流動資産合計	<u>2,504,829</u>	<u>2,714,496</u>
固定資産		
有形固定資産	16,314	15,195
投資その他の資産	174,073	174,349
固定資産合計	<u>190,388</u>	<u>189,545</u>
資産合計	<u>2,695,218</u>	<u>2,904,041</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金	105,810	101,138
1年内返済予定の長期借入金	301,552	270,097
未払法人税等	3,187	9,204
賞与引当金	15,690	9,488
その他	436,351	433,381
流動負債合計	<u>862,591</u>	<u>823,309</u>
固定負債		
長期借入金	786,961	740,080
固定負債合計	<u>786,961</u>	<u>740,080</u>
負債合計	<u>1,649,552</u>	<u>1,563,389</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	325,054
資本剰余金	3,082,719	3,307,772
利益剰余金	△2,150,275	△2,304,854
株主資本合計	<u>1,032,443</u>	<u>1,327,972</u>
新株予約権	13,222	12,679
純資産合計	<u>1,045,665</u>	<u>1,340,651</u>
負債純資産合計	<u>2,695,218</u>	<u>2,904,041</u>

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1,289,220
売上原価	713,255
売上総利益	575,965
販売費及び一般管理費	717,757
営業損失（△）	<u>△141,792</u>
営業外収益	
受取利息	10
その他	554
営業外収益合計	<u>565</u>
営業外費用	
支払利息	3,010
為替差損	2,459
株式交付費	7,581
その他	32
営業外費用合計	<u>13,082</u>
経常損失（△）	<u>△154,310</u>
特別利益	
新株予約権戻入益	543
特別利益合計	<u>543</u>
税引前四半期純損失（△）	<u>△153,767</u>
法人税、住民税及び事業税	811
法人税等合計	811
四半期純損失（△）	<u>△154,578</u>

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりあります。

当第1四半期累計期間 (自2023年1月1日至2023年3月31日)	
減価償却費	1,119千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年1月20日を払込期日とする第三者割当増資によるB-2種優先株式557株の発行により、資本金は225,054千円、資本剰余金は225,053千円増加しております。

この結果、当第1四半期会計期間末において、資本金が325,054千円、資本剰余金が3,307,772千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1.	四半期損益計算書計上額 (注) 2.
	ホリゾンタル DX事業	自動車産業 DX事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	767,475	521,745	1,289,220	—	1,289,220
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	767,475	521,745	1,289,220	—	1,289,220
セグメント利益又は損失 (△)	221,960	△268,254	△46,294	△95,498	△141,792

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△95,498千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	ホリゾンタルDX事業			自動車産業DX 事業	合計
	DX&マーケテ ィング事業	メディア& ソリューション事業	計		
コンサルティングサービ ス（準委任）	115,254		115,254		115,254
コンサルティングサービ ス（請負）	214,629		214,629		214,629
情報メディア運営		188,305	188,305		188,305
広告運用サービス		242,325	242,325		242,325
マイカー利用者からの月 額収益			—	148,414	148,414
提携金融事業者への車両 販売			—	256,807	256,807
紹介手数料	6,665		6,665	116,523	123,189
その他	295		295		295
顧客との契約から生じる 収益	336,845	430,630	767,475	521,745	1,289,220
その他の収益			—		—
外部顧客への売上高	336,845	430,630	767,475	521,745	1,289,220

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 3月 31日)
1 株当たり四半期純損失 (△)	△19円06銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (△) (千円)	△154, 578
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△154, 578
普通株式の期中平均株式数 (株) (うち、普通株式 (株))	8, 110, 933 (4, 609, 600)
(うち、A種優先株式 (株))	(1, 216, 000)
(うち、B種優先株式 (株))	(1, 840, 000)
(うち、B-2種優先株式 (株))	(445, 333)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として扱っていることから、1 株当たり四半期純損失 (△) の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。
3. 当社は、2023年 9月 22日付で普通株式 1 株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純損失 (△) を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月8日

ナイル株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

村上淳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菊池寛康

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナイル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナイル株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上